



秋田県公報

目次

ページ

規 則	
特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(四八・県民文化政策課)	1

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十八号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十号及び第十一号」を「第七号及び第八号」に改める。

第六条第二項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄